

# ポイント

。軽減税率の効果は額より率に注目すべき  
。給付付き税額控除の導入へ所得把握必須  
。消費税は労働や資本など資源配分に中立

橋本 俊昭 京都女子大学客員教授

2017年4月に消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、酒と外食を除く食品などに8%の軽減税率が適用されることが決定した。消費税には高所得者有利・低所得者不利という逆進性があることへの対策として歓迎される。軽減税率の導入には賛否両論があったが、最後は政治的に決着した。

どのような意見があったのか、主として反対論を列挙してみよう。

## 経済教室

第1に、消費税支払額という絶対額に注目すれば、高所得者ほど食品購入額が大きくなり、軽減税率も低所得者より大きくなるので、逆進性対策とはなっていない。

第2に、どの商品を軽減対象にするかを巡り業界などがロビー活動をするので、恣意的となり、強い業界が得をし弱い業界が損をして、かえって不公平になる恐れがある。

第3に、軽減税率の導入により税率そのものが減少するので、当初予定していた税収に不足が生じ、必要な税収入を他の財源に求めなければならなくなる。

第4に、中小企業を中心に事務量が増えるので、経営の苦しい中小企業にとっては余分な負担になる。

以下では、それらに対する

反論を述べたい。

第1の点に関しては、ほとんどの経済学者はこの意見に賛成との声が聞かれる。不当筆者も経済学者の端くれであるが、多数の経済学者は絶対額ではなく、率での評価を見

落としていることを強調したい。確かに消費税額の比較ならばこうした声は正しいが、消費税支払額を何%軽減できるかに注目すると、もう一つの見方がある。

財務省は軽減税率の適用により、年収別にどれだけの消費税の軽減があるかを試算している。年収300万〜350万円では消費税の年間負担額(軽減後)が約19万円に対して軽減額は約1万2千円、年収1千万〜1250万円では消費税負担額(同)は約37



高所得者よりも大きい。そういう意味では、低所得者により恩恵が及んでいるので、逆進性緩和につながっている。消費税の負担率(年収に対する消費税支払額の比率、年収は各所得層の中間値で計算)をみても、300万〜350万円は6.2%から5.9%へと0.3%の低下だが、1千万〜1250万円は3.5%から3.4%へと0.1%の低下にとどまる。ここで低所得者の方が負担率は大きく低下しており、逆進性緩和に役立っているといえる。

以上をまとめると、額で評価すると軽減税率は逆進性対策として機能していないように見えるかもしれないが、率で評価すると確実に逆進性の緩和に貢献している。額にこだわらぬか率にこだわらぬかは人により異なるだろうが、筆者は額よりも率を優先して、軽減税率は逆進性の緩和に一定の効果があると結論づけている。

軽減税率による税収不足を補う策としては、所得税の累進強化策がありうる。30年ほど前まで、日本の所得税は最高所得階級に課する最高税率が70%の高さがあったが、今は40%台にまで引き下げられている。高所得層が勤労意欲を失うと、タックスヘイ

められなかった業界からの要望があるかもしれない。そういう意味では、対応の公平性が求められるだろう。

第3の点に関しては、今回の軽減税率導入により約1兆円の減収になるにもかかわらず、それを賄う安定財源について16年度中に探すとされている。本来ならば同時に財源を決めなければならぬので、政治の怠慢といえるだろう。社会保障の充実のために用意された消費税の引き上げだが、税収が足りないことを理由にして、社会保障支出額の削減に向かわないようにしなければならぬ。

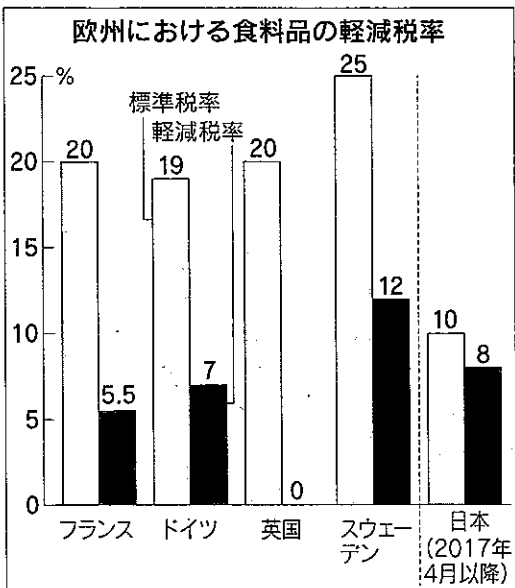
軽減税率による税収不足を補う策としては、所得税の累進強化策がありうる。30年ほど前まで、日本の所得税は最高所得階級に課する最高税率が70%の高さがあったが、今は40%台にまで引き下げられている。高所得層が勤労意欲を失うと、タックスヘイ

# 軽減税率を考える① 逆進性緩和に一定の効果

## 軽減率、低所得層が大

### 所得税の累進性強化を

万7千円と大きいのが、軽減額は約1万6千円となる。絶対額で評価すると、確かに高所得者の軽減額の方が大きい。しかし消費税支払額に対する率で評価すると、300万〜350万円は5.9%の軽減であるのに対し、1千万〜1250万円は4.0%の軽減にとどまる。低所得者の消費税負担感減少の効果は



消費税の逆進性対策に関して、別の方法があることも述べておこう。それは所得税を払えない低所得層に現金を給付する「給付付き税額控除」である。この税制は筆者も価値を認めており、導入できるのなら軽減税率と同時に導入してもいいと考えている。しかしこの制度は国民ないし家計の正確な所得の把握が前提となる。日本では個人ベースの所得把握をきざんとできないようにしたうえでの検討事項であろう。

第2の点に関しては、例えば欧州などでは外食が持ち帰りかで税率が異なるし、せいぜいたぐい食品には課税されることがあり、現場での混乱は確かに生じている。これから消費税率が上がれば、今回認

ブン(租税回避地)の国に逃げるというた見方に対応した結果だ。しかし現在、日本で格差の問題が深刻になっていくことを考えれば、所得税率の累進度を上げる時期になっていると考えられる。

第4の点に関しては、欧州のほとんどの国で公平な徴税のためにインボイス(税額票)を導入している。確かに事務負担の増加はあるかもしれないが、導入している国が多くあるのに、日本だけができないという論理は通用しない。欧州の事例などを参考にすれば、日本でもインボイスの導入は可能である。ただし中小企業に対する何らかの配慮はあってもよいだろう。

図に示すように欧州では、ほとんどの国で消費税(正確には付加価値税)率は20%台に達している。今回の軽減税率の導入は逆進性対策の一步

として評価できるし、今後は軽減税率をもっと引き下げることすら考えてもよい。一つの方策として、次に上げるのは標準税率だけで軽減税率を8%に維持するか、あるいは軽減税率をさらに引き下げること検討すべきだろう。

図にあるように、食品品に関する軽減税率は、フランスでは5.5%と標準税率よりも14.5%低い。同様に、ドイツでは7%と標準税率よりも12%、英国では0%と同20%、スウェーデンでは12%と同13%、それぞれ相当に低いことがわかる。

最後に、社会保障制度のために、さらなる消費税率引き上げは不可欠であることを述べておきたい。少子高齢化が一層進む日本では、社会保障支出の増加は避けられない。消費税という間接税は労働や資本など資源の配分に中立なので、経済成長に対する影響が軽微だ。所得税や法人税などの直接税のように資源配分に影響を及ぼすことがない。直接税は具体的には、労働供給、勤労意欲、貯蓄意欲、企業の投資意欲の低下などを招くので、経済成長にとってマイナス効果をもたらす。

要するに、消費税は経済効果の面からみて悪い税制ではない。しかし公平性に関してはマイナス面もあるもので、軽減税率や給付付き税額控除の導入が必要な措置となる。

たちばなぎ・としあき 43年生まれ。ジョンズ・ホプキンス大博士。専門は労働・公共経済

# ポイント

○ 西欧諸国は軽減税率の回避を他国に助言  
 ○ 軽減税率は貧困層から富裕層への再配分  
 ○ 増税先送りで歓心を買う政治は日本特有

加藤 淳子 東京大学教授

世論が支持する軽減税率の導入を政権が決定するのは当然のように思われる。しかし国際社会では、軽減税率は消費行動をゆがめ、金持ちを優遇すると知られてから30年以上たつ。何が問題で何を擁護するか理解して初めて民意は正しい判断ができる。政治はその役割を果たしたのか。

欧州諸国は逆進性緩和のために軽減税率を導入したのではない。欧州では消費一般への課税の伝統が長く、その古

ると所得は約6倍になるが、低所得層の所得に占める食費の割合は高所得層の2〜3倍にしかない。高所得層を低所得層と同じように免税す



## 経済教室

い形態を付加価値税に転じる際、既に存在した低い税率が温存されたのが軽減税率の始まりだ。その弊害が明らかになっても廃止できないのは、既得権益を守り利権を配分できる軽減税率を一部業界や政治家が手放さないからだ。

最初に付加価値税を導入した西欧諸国は、他国には軽減税率を使わないよう助言している。にもかかわらず新たに導入するのは、先進諸国としては日本が初めてである。

# 軽減税率を考える① 所得分配の平等に逆行

## 政策考える責任放棄

### 標準税率の高騰招く恐れ

所得の低い方の9千円弱に対し、高い方は2万円超と2倍以上となる。そのため軽減税率は低所得層に不利に働く。これは、各所得階層にどのような減税の財源が割り当てられたかを見れば明らかである。図の左側の三角形は家計へ回る財源の配分を表す。所得が増えるほど配分が増加し

わらない。負担軽減の手段は軽減税率だけではない。1人当たり4千円の財源を確保し家計に給付する場合を見てみよう。4千円は財務省の税額還付案の上限だ。最も単純な所得移転の例として高所得層世帯の給付のみやめ、その財源で低所得層の負担を軽減する。世帯人数が少なくなるため低所得層の第1・2分位世帯で給付額を上乗せし、軽減税率と同じ全額の減税が可能になる。さらに第3分位世帯でも給付額が上乗せできるので、図の右に示したように、所得階層が上がるにつれて、累進的に負担を軽減できる割合が下がり財源配分も減る。財源の半分近くが低所得層に配分されるうえ、全体の財源も軽減税率の約3分の1で済む。

逆進性緩和の手段となり得ない軽減税率に代わり、経済協力開発機構(OECD)が推奨するのは給付である。優先的に軽減税率を課すべき対象として光熱費から文化活動まで幅広い意見がある。対象が限定される軽減税率に対し給付なら用途は縛られない。給付は、各世帯で繰引きできる軽減税率と同じである。業界も軽減税率適用を求めて争う必要はなく、膨大な時間とエネルギーを費やす政治の介入による繰引きも不要だ。

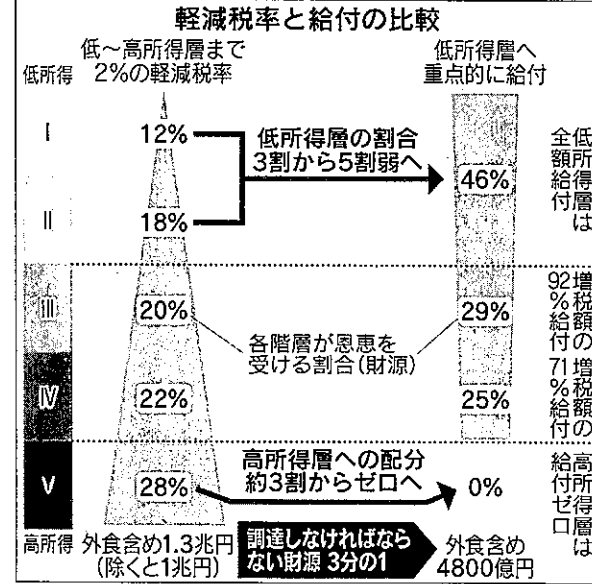
OECDは軽減税率の納税コストも大きな問題としてい

高所得層のみで3割近くになる。一方、低所得層は第1・2分位世帯を合わせた2倍の世帯数でようやく3割になる。減税は家計に対する補助金である。軽減税率は高所得世帯に低所得世帯の2倍の補助金を与えるのと同じことになる。これは外食を含む1兆3千億円の場合だが、外食を除く1兆円の場合も構造は変

含んでも財源は半分以下となる。つまり政府は軽減税率で高所得層を免税するため財源確保に苦心しているのだ。どこから財源を得ようとも、左の三角形で示したように、所得が高いほど配分が増え平等に逆行するのは同じだ。結果として、軽減税率は再配分とは逆に貧者から富裕層への配分を引き起こす。給付なら、高所得層から税収を得て、それを所得の平等化に使える。

今回、中小企業が集まる日本商工会議所や大手流通業者は軽減税率に難色を示したが、消費税導入が試みられた1980年代には強力な推進派だった。免税を求める争いが中曽根政権下の導入の失敗の一因であり、89年の消費税導入時にはゼロ税率(当時の軽減税率)を要求し、それを回避するため当初5%だった税率が3%に圧縮された。

国際通貨基金(IMF)は新興国に、軽減税率を用いない付加価値税を導入し財政規律を守るよう助言している。その主要メンバーの日本が、軽減税率を導入して財政を逼迫させ国際的信用を危うくする。増税を好む国民はいない。だが成熟した民主主義国で国内総生産(GDP)の2倍を上回る政府債務残高と、予算の3分の1を借金に頼る国家財政を持つ国は日本だけだ。



軽減税率と異なり、給付は所得階層によってゼロから全額まで自由に減税の割合を変えられる。痛感の緩和に配慮するなら、引き上げと同時に実施できる定額給付が最も適当だ。後から家族形態なども加味し給付水準を考えてもよいし、税率引き上げの際には給付額も簡単に変えられる。不正受給が給付の弱点とするのは木を見て森を見ない議論だ。所得の捕捉は再配分政策の根幹だ。給付のみがそれ

業界が反対に転じたのはなぜか。納税コストが税率軽減による売り上げ増を上回ると身をもって経験したからにほかならない。強い支持が反対に転じたことを考えれば、軽減税率に伴う納税コストは大きく、経営を圧迫し経済にマイナスに働く恐れがある。

かとう・じゅんこ 東京大学教授、エール大博士(政治学)。専門は政治学